

福岡県公報

平成26年2月25日
第3574号

目次

告示(第126号-第143号)

○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課) …………… 1
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課) …………… 2
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(保護・援護課) …………… 3
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課) …………… 3
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課) …………… 3
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課) …………… 4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(保護・援護課) …………… 4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) …………… 5
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) …………… 14
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 23
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 23
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課) …………… 24
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称の変更	(保護・援護課) …………… 25
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課) …………… 25
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定の辞退	(保護・援護課) …………… 26
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 26
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 26

公 告

○福岡県学力実態調査の実施に関する委託業務に係る提案の募集

○開発行為に関する工事の完了	(教育庁義務教育課) …………… 27
○公共測量の実施	(都市計画課) …………… 27
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 28
○基本測量の終了	(県土整備総務課) …………… 29
○基本測量の終了	(県土整備総務課) …………… 29
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 29
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 29
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 30
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 30
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(介護保険課) …………… 30
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(保健衛生課) …………… 30
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課) …………… 31
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) …………… 31
○一般競争入札の実施	(県民情報広報課) …………… 33
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 35
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 36
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 36
海区漁業調整委員会	
○ガザミの採捕の制限	(漁業管理課) …………… 36
内水面漁場管理委員会	
○水産動植物の採捕禁止区域及び期間	(漁業管理課) …………… 37
○水産動植物の採捕禁止区域及び期間	(漁業管理課) …………… 37

告 示

福岡県告示第126号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生368	毛利内科循環器科医院	糟屋郡志免町志免3丁目6-16	H 26・1・1
粕生369	片井整形外科・内科病院	糟屋郡粕屋町大字大隈132番地1	H 26・1・1
福津生49	医療法人たけなかこどもクリニック	福津市中央6丁目21-30	H 26・1・4
古生55	こがファミリー内科	古賀市米多比1515番1号	H 26・2・1
筑紫地生182	太田外科クリニック	筑紫郡那珂川町片縄東1丁目13-18	H 26・1・1
糸島地生93	医療法人うえだこどもクリニック	糸島市前原駅南2丁目21-18	H 26・1・1
八女生137	医療法人尚恵会 富田医院	八女市黒木町黒木87-1	H 26・1・1
大生447	医療法人福岡輝生会 大牟田記念病院	大牟田市大字歴木1841番地	H 26・1・1
直生154	みずほ内科・歯科クリニック	直方市大字上境291番地1	H 26・1・1
京生137	ひかり在宅診療所	京都郡苅田町松原町20-7	H 26・1・1
粕生歯55	ユニバ通りむらせ歯科クリニック	糟屋郡志免町別府西3丁目13-7	H 26・2・1
福津生歯32	あすはな歯科医院	福津市633	H 26・1・1

大川生歯36	医療法人八里会 イマサト歯科クリニック	大川市大字大野島2893番地2	H 26・1・1
柳生歯66	えがみ歯科	柳川市大和町鷹ノ尾字神田町117番15	H 26・1・1
柳生歯67	古賀デンタルオフィス	柳川市三橋町枝光165番地3号	H 26・2・1
田川生歯124	医療法人ひいらぎ会 福智歯科医院	田川郡福智町金田921番地16	H 26・1・1
直生歯80	みずほ内科・歯科クリニック	直方市大字上境291番地1	H 26・1・1
豊生歯51	くらとみ歯科医院	豊前市大字八屋1159番1	H 26・1・1
春生薬59	福神調剤薬局 津屋崎店	福津市津屋崎3丁目16-18	H 26・2・1
朝倉生薬50	まちのくすり屋さん朝倉店	朝倉市馬田1094-1	H 26・2・1
大生薬180	タケシタ調剤薬局 天領病院前店	大牟田市天領町1丁目113-2	H 26・2・1
田川生薬54	順命堂薬局	田川郡川崎町大字田原1121	H 26・1・1
筑紫地生訪2	訪問看護ステーションはるか	筑紫郡那珂川町中原3丁目37	H 25・11・1

福岡県告示第127号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
------	----	-----	-------

粕生178	片井整形外科・内科病院	糟屋郡粕屋町大字大隈 132 - 1	H 25・12・31
粕生267	毛利内科循環器科医院	糟屋郡志免町志免3丁目6 - 16	H 25・12・31
福津生14	竹中小児科医院	福津市 3884	H 26・1・3
筑紫地生7	太田外科クリニック	筑紫郡那珂川町片縄東1丁目13 - 18	H 25・12・31
糸島地生15	うえだこどもクリニック	糸島市前原駅南2丁目21 - 18	H 25・12・31
八女生116	富田医院	八女市黒木町黒木 87 - 1	H 25・12・31
み生4	久富整形外科医院	みやま市瀬高町上庄 670 - 2	H 25・12・31
大生9	大牟田記念病院	大牟田市大字歴木平の山 1841	H 25・12・31
直生150	みずほ内科・歯科クリニック	直方市大字上境 291 - 1	H 25・12・31
遠生147	医療法人恵愛会吉木医院	遠賀郡岡垣町大字吉木 1718 - 4	H 25・11・1
京生125	ひかり在宅診療所	京都郡苅田町松原町 20 - 7	H 25・12・31
大川生歯18	今里歯科医院	大川市大字大野島字西古津 2893 - 2	H 25・12・31
柳生歯62	えがみ歯科	柳川市大和町鷹ノ尾 117 - 15	H 25・12・31
田川生歯121	福智歯科医院	田川郡福智町金田 921 - 16	H 25・12・31
直生歯69	みずほ内科・歯科クリニック	直方市大字上境 291 - 1	H 25・12・31
中生歯47	松岡歯科医院	中間市中間3丁目16 - 10	H 25・12・31
豊生歯49	くらとみ歯科医院	豊前市大字八屋 1159 - 1	H 25・12・31

田川生薬41	順命堂薬局	田川郡川崎町大字田原 1121	H 25・12・31
北生訪13	訪問看護ステーション たちばな	糟屋郡新宮町夜白5丁目5 - 17	H 26・1・31

福岡県告示第128号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	辞退年月日
朝倉生歯29	原鶴デンタルオフィス	朝倉市杷木志波 110 - 5	H 26・2・1

福岡県告示第129号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
行生歯42	医療法人井上歯科医院	行橋市行事7丁目25 - 8	行橋市行事7丁目479 - 8	H 26・1・1

福岡県告示第130号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
筑生マ231	岡本 九州男（ふくろう鍼灸治療院）	筑後市大字熊野 201 - 11	H 26・1・6
中生柔27	池浦 正典（和整骨院 中間院）	中間市通谷 1丁目 36 - 2 ウエルパークヒルズ内	H 26・1・1
中生柔28	古賀 隆剛（和整骨院 中間院）	中間市通谷 1丁目 36 - 2 ウエルパークヒルズ内	H 26・1・1
中生柔29	奥田 奈央基（和整骨院 中間院）	中間市通谷 1丁目 36 - 2 ウエルパークヒルズ内	H 26・1・1
像生柔71	有永 カオル（整骨院宗像エイム）	宗像市田久 2丁目 1 - 1 ゆめタウン宗像内	H 26・1・1
古生柔27	高原 健吾（かづる鍼灸整骨院）	古賀市駅東 1丁目 4 - 12	H 26・1・9
福津生柔27	原 昌利（やまと鍼灸接骨院）	福津市中央 3丁目 3 - 1	H 26・1・10
北筑後生柔4	清水 祥平（筑前にここ整骨院）	朝倉郡筑前町篠隈 349 - 14	H 26・2・1

福岡県告示第131号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の

規定により次のように告示する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
田生マ20	崎村 末弘（ふくのかみ治療院）	田川市大字弓削田 1279 ジュラーレコート 103	H 25・12・1
筑生マ228	城戸 真知子（ふくろう鍼灸治療院）	筑後市大字熊野 201 - 11	H 26・1・4
中生柔22	金原 弘泰（和整骨院 中間院）	中間市通谷 1丁目 36 - 2 ウエルパークヒルズ内	H 25・12・31
中生柔23	兼田 健生（和整骨院 中間院）	中間市通谷 1丁目 36 - 2 ウエルパークヒルズ内	H 25・12・31
中生柔24	高原 健吾（和整骨院 中間院）	中間市通谷 1丁目 36 - 2 ウエルパークヒルズ内	H 25・12・31
像生柔56	萩原 良浩（整骨院 宗像エイム）	宗像市田久 2丁目 1 - 1 ゆめタウン宗像内	H 25・12・31
像生柔57	湯浅 太郎（整骨院 宗像エイム）	宗像市田久 2丁目 1 - 1 ゆめタウン宗像内	H 25・6・30
古生柔19	鈴木 和仁（月乃桂整骨院）	古賀市花見南 2丁目 20 - 21 - 1	H 26・1・30
朝生柔5	永田 一生（筑前にここ整骨院）	朝倉郡筑前町篠隈 349 - 14	H 26・1・31

福岡県告示第132号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
田生マ21	吉良 修 (株)さわやか マッサージ)	田川市日の出町5-8	田川市大字伊田3478	H26・2・1
田生マ22	浦田 英樹 (株)さわやか マッサージ)	田川市日の出町5-8	田川市大字伊田3478	H26・2・1
田生マ23	本名 請吾 (株)さわやか マッサージ)	田川市日の出町5-8	田川市大字伊田3478	H26・2・1
田生マ24	本多 政徳 (株)さわやか マッサージ)	田川市日の出町5-8	田川市大字伊田3478	H26・2・1
田生マ25	杵田 環 (株)さわやか マッサージ)	田川市日の出町5-8	田川市大字伊田3478	H26・2・1
田生マ26	濱地 眞喜 子(株)さわ やかマッサ ージ)	田川市日の出町5-8	田川市大字伊田3478	H26・2・1
田生柔5	白木原整骨 院	田川市大字川宮1697 -2	田川市寿町4-3	H26・2・1
大川生柔2	小川整骨院	大川市大字本木屋528 -2	大川市大字大橋303番 地2	H2・1・28

福岡県告示第133号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
広司川	飯塚市相田（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

大山川	飯塚市相田（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
大山川2	飯塚市相田（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
相田川-2	飯塚市相田及び庄司（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
城道川	飯塚市庄司（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
笠置川1	飯塚市庄司（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
笠置川2	飯塚市庄司（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
山神川2	飯塚市庄司（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
山神川3	飯塚市庄司（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
山神川1	飯塚市庄司（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
笠置川3	飯塚市庄司（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
庄司川	飯塚市庄司（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
尾多羅川	飯塚市庄司（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流
真砂川	飯塚市庄司（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流
野間谷川	飯塚市庄司及び中（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流
野間谷川1	飯塚市庄司及び中（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流
中川	飯塚市中（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流
幸袋川	飯塚市中及び幸袋（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流
相田川-1	飯塚市相田（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流
鎮西川	飯塚市大日寺（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流

大日寺川-1	飯塚市大日寺（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流
大日寺川-2	飯塚市大日寺（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流
大日寺川2	飯塚市大日寺（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流
猪口川	飯塚市大日寺及び明星寺（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流
山伏谷川4	飯塚市八木山（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流
山伏谷川3-1	飯塚市八木山（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流
山伏谷川3-2	飯塚市八木山（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流
山伏谷川2-1	飯塚市八木山（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流
山伏谷川2-2	飯塚市八木山（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流
山伏谷川1-2	飯塚市八木山（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流
山伏谷川1-1	飯塚市八木山（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流
小谷川	飯塚市八木山及び宮若市三ヶ畑（別紙図面32に示す区域のとおり）	土石流
小谷川2	飯塚市八木山（別紙図面33に示す区域のとおり）	土石流
小谷川1	飯塚市八木山（別紙図面34に示す区域のとおり）	土石流
池河内川2	飯塚市八木山（別紙図面35に示す区域のとおり）	土石流
五反田川	飯塚市八木山（別紙図面36に示す区域のとおり）	土石流
久保ノ尾川1-2	飯塚市八木山（別紙図面37に示す区域のとおり）	土石流
久保ノ尾川1-1	飯塚市八木山（別紙図面38に示す区域のとおり）	土石流
久保ノ尾川2-2	飯塚市八木山（別紙図面39に示す区域のとおり）	土石流

久保ノ尾川2-1	飯塚市八木山（別紙図面40に示す区域のとおり）	土石流
久保ノ尾川3	飯塚市八木山（別紙図面41に示す区域のとおり）	土石流
巡出川本川	飯塚市蓮台寺（別紙図面42に示す区域のとおり）	土石流
巡出川	飯塚市蓮台寺（別紙図面43に示す区域のとおり）	土石流
池尻川2	飯塚市蓮台寺（別紙図面44に示す区域のとおり）	土石流
池尻川	飯塚市蓮台寺（別紙図面45に示す区域のとおり）	土石流
内浦川	飯塚市建花寺（別紙図面46に示す区域のとおり）	土石流
建花寺川	飯塚市建花寺（別紙図面47に示す区域のとおり）	土石流
津島-1	飯塚市津島（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津島-2	飯塚市津島（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津島-3	飯塚市津島（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久保	飯塚市津島（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上ノ谷-2	飯塚市津島（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上ノ谷-1	飯塚市津島（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下ノ谷-1	飯塚市津島（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下ノ谷-2	飯塚市津島（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宝ノ木-1	飯塚市津島（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宝ノ木-2	飯塚市津島（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宝木(3)-1-1	飯塚市津島（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

宝木(2)	飯塚市津島（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宝木(3)-1-2	飯塚市津島（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宝木(3)-2	飯塚市津島（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津島-4	飯塚市津島（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柳橋	飯塚市柳橋（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山ノ上	飯塚市柳橋（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩ヶ鼻-1	飯塚市柳橋（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩ヶ鼻-2	飯塚市柳橋（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
目尾-2	飯塚市吉北（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
第一勝負谷	飯塚市吉北（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
目尾-3	飯塚市吉北（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
目尾	飯塚市吉北（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
浜生-1	飯塚市吉北（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
浜生-2	飯塚市吉北（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
薮野	飯塚市吉北（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒巻-3	飯塚市川島（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒巻-2	飯塚市川島（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒巻-1	飯塚市川島（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒巻(1)-1	飯塚市川島（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

荒巻(1)-2	飯塚市川島（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒巻(1)-3	飯塚市川島（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
川島-1	飯塚市川島（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
川島-2	飯塚市川島（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
川島-3	飯塚市川島（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
川島(1)	飯塚市川島（別紙図面83に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久世ヶ浦-2	飯塚市川島（別紙図面84に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久世ヶ浦-3	飯塚市川島（別紙図面85に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久世ヶ浦-1	飯塚市川島（別紙図面86に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高尾台団地-2	飯塚市鯉田（別紙図面87に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高尾台団地-1	飯塚市鯉田（別紙図面88に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高尾台団地-3	飯塚市鯉田（別紙図面89に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柳町(5)	飯塚市鯉田（別紙図面90に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柳町(4)-2	飯塚市鯉田（別紙図面91に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柳町(4)-1	飯塚市鯉田（別紙図面92に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柳町(6)	飯塚市鯉田（別紙図面93に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
簀子町(2)-1	飯塚市鯉田（別紙図面94に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
簀子町(2)-2	飯塚市鯉田（別紙図面95に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
簀子町(2)-3	飯塚市鯉田（別紙図面96に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

簗子町(b)	飯塚市鯨田（別紙図面97に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
簗子町(1)	飯塚市鯨田（別紙図面98に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柳町(1)	飯塚市鯨田（別紙図面99に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柳町(2)-2	飯塚市鯨田（別紙図面100に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柳町(2)-1	飯塚市鯨田（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
栗尾(c)	飯塚市鯨田（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
栗尾(a)-1	飯塚市鯨田（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
栗尾(a)-2	飯塚市鯨田（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
栗尾(a)-3	飯塚市鯨田（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
栗尾(a)-4	飯塚市鯨田（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
栗尾	飯塚市鯨田（別紙図面107に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鯨田-2	飯塚市鯨田（別紙図面108に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鯨田-1	飯塚市鯨田（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
市の間(1)-3	飯塚市鯨田（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
市の間(1)-2	飯塚市鯨田（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
市の間(1)-1	飯塚市鯨田（別紙図面112に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
立岩(2)	飯塚市立岩（別紙図面113に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久世ヶ浦(1)	飯塚市立岩及び川島（別紙図面114に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中方(2)	飯塚市立岩（別紙図面115に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

中方-1	飯塚市立岩（別紙図面116に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中方-2	飯塚市立岩（別紙図面117に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
浦ノ谷-2	飯塚市立岩（別紙図面118に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
浦ノ谷-1	飯塚市立岩（別紙図面119に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中方-3	飯塚市立岩（別紙図面120に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
サコ	飯塚市立岩（別紙図面121に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
立岩(4)	飯塚市立岩（別紙図面122に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
立岩(3)-1	飯塚市立岩（別紙図面123に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
立岩(3)-2	飯塚市立岩（別紙図面124に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
立岩(3)-3	飯塚市立岩（別紙図面125に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
立岩(a)-1	飯塚市立岩（別紙図面126に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
立岩(a)-2	飯塚市立岩（別紙図面127に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
立岩(a)-3	飯塚市立岩（別紙図面128に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
立岩(a)-4	飯塚市立岩（別紙図面129に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
立岩(a)-5	飯塚市立岩（別紙図面130に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
立岩(b)	飯塚市立岩（別紙図面131に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
笠松-3	飯塚市立岩（別紙図面132に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
笠松-1	飯塚市立岩（別紙図面133に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
笠松-2	飯塚市立岩及び柏の森（別紙図面134に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

笠松(2)	飯塚市立岩及び柏の森（別紙図面135に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏の森	飯塚市柏の森（別紙図面136に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥越	飯塚市柏の森（別紙図面137に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
徳永	飯塚市柏の森（別紙図面138に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
滝ヶ下(b)	飯塚市柏の森（別紙図面139に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
滝ヶ下(a)	飯塚市柏の森（別紙図面140に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
滝ヶ下(3)-1	飯塚市柏の森（別紙図面141に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
滝ヶ下(2)-3	飯塚市柏の森（別紙図面142に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
滝ヶ下(2)-4	飯塚市柏の森（別紙図面143に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
滝ヶ下(2)-1	飯塚市柏の森（別紙図面144に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
滝ヶ下(2)-2	飯塚市柏の森（別紙図面145に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
滝ヶ下(3)-2	飯塚市柏の森（別紙図面146に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
滝ヶ下(1)-2	飯塚市柏の森（別紙図面147に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
滝ヶ下(1)-1	飯塚市柏の森（別紙図面148に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
滝ヶ下(4)-2	飯塚市柏の森（別紙図面149に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
滝ヶ下(4)-1	飯塚市柏の森（別紙図面150に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三緒浦-2	飯塚市柏の森（別紙図面151に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三緒浦-1	飯塚市柏の森（別紙図面152に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大野池-1	飯塚市柏の森及び下三緒（別紙図面153に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

大野池-3	飯塚市下三緒（別紙図面154に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大野池-2	飯塚市下三緒（別紙図面155に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桜本-1	飯塚市下三緒（別紙図面156に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桜本-2	飯塚市下三緒（別紙図面157に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桜本-3	飯塚市下三緒（別紙図面158に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
前方(a)-1	飯塚市下三緒（別紙図面159に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
前方(a)-2	飯塚市下三緒（別紙図面160に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
前方(a)-3	飯塚市下三緒（別紙図面161に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大野池(2)-2	飯塚市下三緒及び柏の森（別紙図面162に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大野池(2)-1	飯塚市下三緒及び柏の森（別紙図面163に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大野池(3)-2	飯塚市下三緒及び柏の森（別紙図面164に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大野池(3)-1	飯塚市下三緒及び柏の森（別紙図面165に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大野池(3)-3	飯塚市下三緒（別紙図面166に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三緒浦(2)-3	飯塚市下三緒（別紙図面167に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三緒浦(2)-2	飯塚市下三緒（別紙図面168に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三緒浦(2)-1	飯塚市下三緒（別紙図面169に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山内(1)-2	飯塚市下三緒（別紙図面170に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山内(1)-1	飯塚市下三緒（別紙図面171に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山内(2)-2	飯塚市下三緒（別紙図面172に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

山内(2)-1	飯塚市下三緒（別紙図面173に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
前方(b)-2	飯塚市下三緒（別紙図面174に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
前方(b)-3	飯塚市下三緒（別紙図面175に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
前方(b)-1	飯塚市下三緒（別紙図面176に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
金池-1	飯塚市下三緒（別紙図面177に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
金池-2	飯塚市下三緒（別紙図面178に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
金池-3	飯塚市下三緒（別紙図面179に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
金池(2)	飯塚市下三緒（別紙図面180に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
前方(c)	飯塚市下三緒（別紙図面181に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上三緒第一	飯塚市上三緒（別紙図面182に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上三緒第三(1)-1	飯塚市上三緒（別紙図面183に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上三緒第三(1)-2	飯塚市上三緒（別紙図面184に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上三緒第三(2)	飯塚市上三緒（別紙図面185に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上三緒第三(3)-2	飯塚市上三緒（別紙図面186に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上三緒第三(3)-1	飯塚市上三緒（別紙図面187に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上三緒第二-2	飯塚市上三緒（別紙図面188に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上三緒第二-1	飯塚市上三緒（別紙図面189に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
坂出-1	飯塚市菰田（別紙図面190に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
坂出-2	飯塚市菰田（別紙図面191に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

坂出-3	飯塚市菰田（別紙図面192に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
坂出-4	飯塚市菰田（別紙図面193に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小堤-1	飯塚市菰田（別紙図面194に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小堤-2	飯塚市菰田（別紙図面195に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西徳前(2)	飯塚市西徳前（別紙図面196に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西徳前	飯塚市西徳前（別紙図面197に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西町(2)-2	飯塚市西町（別紙図面198に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西町(2)-1	飯塚市西町（別紙図面199に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮町(1)	飯塚市西町及び宮町（別紙図面200に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮町(2)	飯塚市宮町（別紙図面201に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片島1丁目-1	飯塚市片島1丁目（別紙図面202に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片島(1)-3	飯塚市片島1丁目（別紙図面203に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片島(1)-2	飯塚市片島1丁目（別紙図面204に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片島(1)-1	飯塚市片島1丁目（別紙図面205に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片島(3)-2	飯塚市片島3丁目（別紙図面206に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片島(3)-1	飯塚市片島3丁目（別紙図面207に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東川津-1	飯塚市川津（別紙図面208に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東川津-2	飯塚市川津（別紙図面209に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西川津	飯塚市川津（別紙図面210に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

西川津(1)	飯塚市川津（別紙図面211に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西川津(2)-1	飯塚市川津（別紙図面212に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西川津(2)-2	飯塚市川津（別紙図面213に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東横田	飯塚市横田（別紙図面214に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
南横田-1	飯塚市横田（別紙図面215に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
南横田-2	飯塚市横田（別紙図面216に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
花瀬団地	飯塚市花瀬及び横田（別紙図面217に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宝満宮-3	飯塚市花瀬（別紙図面218に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宝満宮-4	飯塚市花瀬（別紙図面219に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宝満宮-2	飯塚市花瀬（別紙図面220に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
花瀬	飯塚市花瀬（別紙図面221に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宝満宮-1	飯塚市花瀬（別紙図面222に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
潤野下	飯塚市潤野（別紙図面223に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
潤野上-1	飯塚市潤野（別紙図面224に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
潤野上-2	飯塚市大日寺及び潤野（別紙図面225に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大日寺(a)-2	飯塚市大日寺（別紙図面226に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大日寺(a)-1	飯塚市大日寺（別紙図面227に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大日寺-2	飯塚市大日寺（別紙図面228に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大日寺-1	飯塚市大日寺（別紙図面229に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

大日寺(b)-2	飯塚市大日寺（別紙図面230に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大日寺(b)-1	飯塚市大日寺（別紙図面231に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮裏	飯塚市大日寺（別紙図面232に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
屋敷-4	飯塚市大日寺（別紙図面233に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
屋敷-3-1	飯塚市大日寺（別紙図面234に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
屋敷-2	飯塚市大日寺（別紙図面235に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
屋敷-1	飯塚市大日寺（別紙図面236に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大日寺-1-2	飯塚市大日寺（別紙図面237に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大日寺-1-1	飯塚市大日寺（別紙図面238に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大日寺(d)-2	飯塚市大日寺（別紙図面239に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大日寺(d)-1	飯塚市大日寺（別紙図面240に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大日寺-3	飯塚市大日寺（別紙図面241に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大日寺(e)-2	飯塚市大日寺（別紙図面242に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大日寺(e)-1	飯塚市大日寺（別紙図面243に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
北屋敷-3	飯塚市明星寺（別紙図面244に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
北屋敷-2	飯塚市明星寺（別紙図面245に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
北谷	飯塚市明星寺（別紙図面246に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
明星寺-3	飯塚市明星寺（別紙図面247に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
北屋敷-1	飯塚市明星寺（別紙図面248に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

明星寺-2	飯塚市明星寺（別紙図面249に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
明星寺-1	飯塚市明星寺（別紙図面250に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本村(d)	飯塚市八木山（別紙図面251に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本村(c)	飯塚市八木山（別紙図面252に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八木山-2	飯塚市八木山（別紙図面253に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本村(k)-1	飯塚市八木山（別紙図面254に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本村(k)-2	飯塚市八木山（別紙図面255に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本村(j)	飯塚市八木山（別紙図面256に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八木山-3	飯塚市八木山（別紙図面257に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
五反田-1	飯塚市八木山（別紙図面258に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
五反田-2	飯塚市八木山（別紙図面259に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久保尾(1)-1	飯塚市八木山（別紙図面260に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久保尾(1)-2	飯塚市八木山（別紙図面261に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久保尾(1)-3	飯塚市八木山（別紙図面262に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久保尾-1-1	飯塚市八木山（別紙図面263に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久保尾-1-2	飯塚市八木山（別紙図面264に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久保尾(2)	飯塚市八木山（別紙図面265に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久保尾(a)-1	飯塚市八木山（別紙図面266に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久保尾(a)-2	飯塚市八木山（別紙図面267に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

久保尾(b)-1	飯塚市八木山（別紙図面268に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久保尾(b)-2	飯塚市八木山（別紙図面269に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八木山-1	飯塚市八木山（別紙図面270に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久保尾(c)	飯塚市八木山（別紙図面271に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
池尻(b)-1	飯塚市蓮台寺（別紙図面272に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
池尻(b)-2	飯塚市蓮台寺（別紙図面273に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内浦(b)	飯塚市建花寺（別紙図面274に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内浦(a)	飯塚市建花寺（別紙図面275に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本村(b)	飯塚市建花寺（別紙図面276に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
建花寺	飯塚市建花寺（別紙図面277に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古野	飯塚市建花寺（別紙図面278に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
イリウ-4	飯塚市伊川（別紙図面279に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
イリウ-3	飯塚市伊川（別紙図面280に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
イリウ-2	飯塚市伊川（別紙図面281に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
イリウ-1	飯塚市伊川（別紙図面282に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
乙丸(b)	飯塚市伊川（別紙図面283に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
伊川-1	飯塚市伊川（別紙図面284に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
乙丸	飯塚市伊川（別紙図面285に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
乙丸(e)-2	飯塚市伊川（別紙図面286に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

乙丸(e)-1	飯塚市伊川（別紙図面287に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
乙丸(d)	飯塚市伊川（別紙図面288に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
伊川	飯塚市伊川（別紙図面289に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
新相田(2)-2	飯塚市相田（別紙図面290に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
新相田(2)-1	飯塚市相田（別紙図面291に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
新相田(1)	飯塚市相田（別紙図面292に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東相田(2)	飯塚市相田（別紙図面293に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東相田(b)	飯塚市相田（別紙図面294に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
相田-1	飯塚市相田（別紙図面295に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東相田(a)	飯塚市相田（別紙図面296に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西相田	飯塚市相田（別紙図面297に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西相田-1	飯塚市相田（別紙図面298に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西相田-2	飯塚市相田（別紙図面299に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上相田(a)	飯塚市相田（別紙図面300に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
相田-3	飯塚市相田（別紙図面301に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上相田	飯塚市相田（別紙図面302に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
相田-2	飯塚市相田（別紙図面303に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上相田(e)-2	飯塚市相田（別紙図面304に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上相田(e)-1	飯塚市相田（別紙図面305に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

上相田(d)	飯塚市相田（別紙図面306に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上相田(c)	飯塚市相田（別紙図面307に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上相田(b)	飯塚市相田（別紙図面308に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
相田-4	飯塚市相田（別紙図面309に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
相田-5	飯塚市相田及び庄司（別紙図面310に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄司(a)-1	飯塚市庄司（別紙図面311に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄司(a)-2	飯塚市庄司（別紙図面312に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄司(a)-3	飯塚市庄司（別紙図面313に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄司(b)	飯塚市庄司（別紙図面314に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄司(1)-1	飯塚市庄司（別紙図面315に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄司(1)-2	飯塚市庄司（別紙図面316に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄司-2	飯塚市庄司（別紙図面317に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄司-3	飯塚市庄司（別紙図面318に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄司-4	飯塚市庄司（別紙図面319に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄司-1	飯塚市庄司（別紙図面320に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄司(2)-1	飯塚市庄司（別紙図面321に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄司(2)-2	飯塚市庄司（別紙図面322に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鶯口(c)-1	飯塚市庄司（別紙図面323に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鶯口(c)-2	飯塚市庄司（別紙図面324に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

鷺口(a)	飯塚市庄司（別紙図面325に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄司-9-2	飯塚市庄司（別紙図面326に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄司-9-1	飯塚市庄司（別紙図面327に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
和田(1)-1	飯塚市庄司（別紙図面328に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
和田(1)-2	飯塚市庄司（別紙図面329に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
和田(2)	飯塚市庄司（別紙図面330に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄司-8	飯塚市庄司（別紙図面331に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄司-7	飯塚市庄司（別紙図面332に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄司-5	飯塚市庄司（別紙図面333に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄司-6	飯塚市庄司（別紙図面334に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西町(1)-1	飯塚市中（別紙図面335に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西町(1)-2	飯塚市中（別紙図面336に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
野添-3	飯塚市幸袋（別紙図面337に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
野添-1	飯塚市幸袋（別紙図面338に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
野添-2	飯塚市幸袋（別紙図面339に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
野添(2)-1	飯塚市幸袋（別紙図面340に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
野添(2)-2	飯塚市幸袋（別紙図面341に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
幸袋西町-1	飯塚市幸袋（別紙図面342に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
幸袋西町-2	飯塚市幸袋（別紙図面343に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

幸袋-1-2	飯塚市幸袋（別紙図面344に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
幸袋-1-1	飯塚市幸袋（別紙図面345に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
砂原	飯塚市幸袋（別紙図面346に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
池田	飯塚市幸袋（別紙図面347に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第134号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
広司川	飯塚市相田（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
大山川	飯塚市相田（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
大山川2	飯塚市相田（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
相田川-2	飯塚市相田及び庄司（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
城道川	飯塚市庄司（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
笠置川1	飯塚市庄司（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
笠置川2	飯塚市庄司（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり

山神川2	飯塚市庄司（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
山神川3	飯塚市庄司（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
山神川1	飯塚市庄司（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
笠置川3	飯塚市庄司（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
庄司川	飯塚市庄司（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり
尾多羅川	飯塚市庄司（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり
真砂川	飯塚市庄司（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり
野間谷川	飯塚市庄司及び中（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面15に記載する表のとおり
野間谷川1	飯塚市庄司及び中（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面16に記載する表のとおり
幸袋川	飯塚市中及び幸袋（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面18に記載する表のとおり
相田川-1	飯塚市相田（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面19に記載する表のとおり
鎮西川	飯塚市大日寺（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面20に記載する表のとおり
大日寺川-1	飯塚市大日寺（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面21に記載する表のとおり
大日寺川-2	飯塚市大日寺（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面22に記載する表のとおり
大日寺川2	飯塚市大日寺（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面23に記載する表のとおり
山伏谷川4	飯塚市八木山（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面25に記載する表のとおり
山伏谷川3-1	飯塚市八木山（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面26に記載する表のとおり
山伏谷川3-2	飯塚市八木山（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面27に記載する表のとおり
山伏谷川2-1	飯塚市八木山（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面28に記載する表のとおり

山伏谷川2-2	飯塚市八木山（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面29に記載する表のとおり
山伏谷川1-2	飯塚市八木山（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面30に記載する表のとおり
山伏谷川1-1	飯塚市八木山（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面31に記載する表のとおり
小谷川	飯塚市八木山及び宮若市三ヶ畑（別紙図面32に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面32に記載する表のとおり
小谷川2	飯塚市八木山（別紙図面33に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面33に記載する表のとおり
小谷川1	飯塚市八木山（別紙図面34に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面34に記載する表のとおり
池河内川2	飯塚市八木山（別紙図面35に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面35に記載する表のとおり
五反田川	飯塚市八木山（別紙図面36に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面36に記載する表のとおり
久保ノ尾川1-2	飯塚市八木山（別紙図面37に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面37に記載する表のとおり
久保ノ尾川1-1	飯塚市八木山（別紙図面38に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面38に記載する表のとおり
久保ノ尾川2-2	飯塚市八木山（別紙図面39に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面39に記載する表のとおり
久保ノ尾川2-1	飯塚市八木山（別紙図面40に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面40に記載する表のとおり
久保ノ尾川3	飯塚市八木山（別紙図面41に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面41に記載する表のとおり
巡出川本川	飯塚市蓮台寺（別紙図面42に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面42に記載する表のとおり
巡出川	飯塚市蓮台寺（別紙図面43に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面43に記載する表のとおり
池尻川	飯塚市蓮台寺（別紙図面45に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面45に記載する表のとおり
内浦川	飯塚市建花寺（別紙図面46に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面46に記載する表のとおり
津島-1	飯塚市津島（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面48に記載する表のとおり
津島-2	飯塚市津島（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面49に記載する表のとおり

津島-3	飯塚市津島（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面50に記載する表のとおり
久保	飯塚市津島（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面51に記載する表のとおり
上ノ谷-2	飯塚市津島（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面52に記載する表のとおり
上ノ谷-1	飯塚市津島（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面53に記載する表のとおり
下ノ谷-1	飯塚市津島（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面54に記載する表のとおり
下ノ谷-2	飯塚市津島（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面55に記載する表のとおり
宝ノ木-1	飯塚市津島（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面56に記載する表のとおり
宝ノ木-2	飯塚市津島（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面57に記載する表のとおり
宝木(3)-1-1	飯塚市津島（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面58に記載する表のとおり
宝木(2)	飯塚市津島（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面59に記載する表のとおり
宝木(3)-1-2	飯塚市津島（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面60に記載する表のとおり
津島-4	飯塚市津島（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面62に記載する表のとおり
柳橋	飯塚市柳橋（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面63に記載する表のとおり
山ノ上	飯塚市柳橋（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面64に記載する表のとおり
岩ヶ鼻-1	飯塚市柳橋（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面65に記載する表のとおり
岩ヶ鼻-2	飯塚市柳橋（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面66に記載する表のとおり
目尾-2	飯塚市吉北（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面67に記載する表のとおり
第一勝負谷	飯塚市吉北（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面68に記載する表のとおり
目尾-3	飯塚市吉北（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面69に記載する表のとおり

目尾	飯塚市吉北（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面70に記載する表のとおり
浜生-1	飯塚市吉北（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面71に記載する表のとおり
荒巻-3	飯塚市川島（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面74に記載する表のとおり
荒巻-2	飯塚市川島（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面75に記載する表のとおり
荒巻(1)-1	飯塚市川島（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面77に記載する表のとおり
荒巻(1)-2	飯塚市川島（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面78に記載する表のとおり
荒巻(1)-3	飯塚市川島（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面79に記載する表のとおり
川島-1	飯塚市川島（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面80に記載する表のとおり
川島-2	飯塚市川島（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面81に記載する表のとおり
川島-3	飯塚市川島（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面82に記載する表のとおり
川島(1)	飯塚市川島（別紙図面83に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面83に記載する表のとおり
久世ヶ浦-2	飯塚市川島（別紙図面84に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面84に記載する表のとおり
久世ヶ浦-3	飯塚市川島（別紙図面85に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面85に記載する表のとおり
久世ヶ浦-1	飯塚市川島（別紙図面86に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面86に記載する表のとおり
高尾台団地-1	飯塚市鯉田（別紙図面88に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面88に記載する表のとおり
高尾台団地-3	飯塚市鯉田（別紙図面89に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面89に記載する表のとおり
柳町(5)	飯塚市鯉田（別紙図面90に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面90に記載する表のとおり
柳町(4)-2	飯塚市鯉田（別紙図面91に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面91に記載する表のとおり
柳町(4)-1	飯塚市鯉田（別紙図面92に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面92に記載する表のとおり

柳町(6)	飯塚市鯉田（別紙図面93に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面93に記載する表のとおり
簀子町(2)-1	飯塚市鯉田（別紙図面94に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面94に記載する表のとおり
簀子町(2)-2	飯塚市鯉田（別紙図面95に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面95に記載する表のとおり
簀子町(2)-3	飯塚市鯉田（別紙図面96に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面96に記載する表のとおり
簀子町(b)	飯塚市鯉田（別紙図面97に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面97に記載する表のとおり
簀子町(1)	飯塚市鯉田（別紙図面98に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面98に記載する表のとおり
柳町(1)	飯塚市鯉田（別紙図面99に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面99に記載する表のとおり
柳町(2)-2	飯塚市鯉田（別紙図面100に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面100に記載する表のとおり
柳町(2)-1	飯塚市鯉田（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面101に記載する表のとおり
栗尾(c)	飯塚市鯉田（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面102に記載する表のとおり
栗尾(a)-1	飯塚市鯉田（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面103に記載する表のとおり
栗尾(a)-2	飯塚市鯉田（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面104に記載する表のとおり
栗尾(a)-3	飯塚市鯉田（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面105に記載する表のとおり
栗尾(a)-4	飯塚市鯉田（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面106に記載する表のとおり
栗尾	飯塚市鯉田（別紙図面107に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面107に記載する表のとおり
鯉田-1	飯塚市鯉田（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面109に記載する表のとおり
市の間(1)-3	飯塚市鯉田（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面110に記載する表のとおり
市の間(1)-2	飯塚市鯉田（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面111に記載する表のとおり
立岩(2)	飯塚市立岩（別紙図面113に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面113に記載する表のとおり

久世ヶ浦(1)	飯塚市立岩及び川島（別紙図面114に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面114に記載する表のとおり
中方(2)	飯塚市立岩（別紙図面115に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面115に記載する表のとおり
中方-1	飯塚市立岩（別紙図面116に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面116に記載する表のとおり
中方-2	飯塚市立岩（別紙図面117に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面117に記載する表のとおり
浦ノ谷-2	飯塚市立岩（別紙図面118に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面118に記載する表のとおり
浦ノ谷-1	飯塚市立岩（別紙図面119に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面119に記載する表のとおり
サコ	飯塚市立岩（別紙図面121に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面121に記載する表のとおり
立岩(4)	飯塚市立岩（別紙図面122に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面122に記載する表のとおり
立岩(3)-1	飯塚市立岩（別紙図面123に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面123に記載する表のとおり
立岩(3)-2	飯塚市立岩（別紙図面124に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面124に記載する表のとおり
立岩(3)-3	飯塚市立岩（別紙図面125に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面125に記載する表のとおり
立岩(a)-1	飯塚市立岩（別紙図面126に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面126に記載する表のとおり
立岩(a)-2	飯塚市立岩（別紙図面127に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面127に記載する表のとおり
立岩(a)-3	飯塚市立岩（別紙図面128に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面128に記載する表のとおり
立岩(a)-4	飯塚市立岩（別紙図面129に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面129に記載する表のとおり
立岩(a)-5	飯塚市立岩（別紙図面130に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面130に記載する表のとおり
立岩(b)	飯塚市立岩（別紙図面131に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面131に記載する表のとおり
笠松-3	飯塚市立岩（別紙図面132に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面132に記載する表のとおり
笠松-1	飯塚市立岩（別紙図面133に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面133に記載する表のとおり

笠松-2	飯塚市立岩及び柏の森（別紙図面134に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面134に記載する表のとおり
笠松(2)	飯塚市立岩及び柏の森（別紙図面135に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面135に記載する表のとおり
柏の森	飯塚市柏の森（別紙図面136に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面136に記載する表のとおり
鳥越	飯塚市柏の森（別紙図面137に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面137に記載する表のとおり
徳永	飯塚市柏の森（別紙図面138に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面138に記載する表のとおり
滝ヶ下(b)	飯塚市柏の森（別紙図面139に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面139に記載する表のとおり
滝ヶ下(a)	飯塚市柏の森（別紙図面140に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面140に記載する表のとおり
滝ヶ下(3)-1	飯塚市柏の森（別紙図面141に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面141に記載する表のとおり
滝ヶ下(2)-3	飯塚市柏の森（別紙図面142に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面142に記載する表のとおり
滝ヶ下(2)-4	飯塚市柏の森（別紙図面143に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面143に記載する表のとおり
滝ヶ下(2)-1	飯塚市柏の森（別紙図面144に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面144に記載する表のとおり
滝ヶ下(2)-2	飯塚市柏の森（別紙図面145に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面145に記載する表のとおり
滝ヶ下(3)-2	飯塚市柏の森（別紙図面146に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面146に記載する表のとおり
滝ヶ下(1)-2	飯塚市柏の森（別紙図面147に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面147に記載する表のとおり
滝ヶ下(1)-1	飯塚市柏の森（別紙図面148に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面148に記載する表のとおり
滝ヶ下(4)-2	飯塚市柏の森（別紙図面149に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面149に記載する表のとおり
滝ヶ下(4)-1	飯塚市柏の森（別紙図面150に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面150に記載する表のとおり
三緒浦-2	飯塚市柏の森（別紙図面151に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面151に記載する表のとおり

三緒浦-1	飯塚市柏の森（別紙図面152に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面152に記載する表のとおり
大野池-1	飯塚市柏の森及び下三緒（別紙図面153に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面153に記載する表のとおり
大野池-2	飯塚市下三緒（別紙図面155に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面155に記載する表のとおり
桜本-1	飯塚市下三緒（別紙図面156に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面156に記載する表のとおり
桜本-2	飯塚市下三緒（別紙図面157に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面157に記載する表のとおり
前方(a)-1	飯塚市下三緒（別紙図面159に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面159に記載する表のとおり
前方(a)-2	飯塚市下三緒（別紙図面160に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面160に記載する表のとおり
前方(a)-3	飯塚市下三緒（別紙図面161に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面161に記載する表のとおり
大野池(2)-2	飯塚市下三緒及び柏の森（別紙図面162に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面162に記載する表のとおり
大野池(2)-1	飯塚市下三緒及び柏の森（別紙図面163に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面163に記載する表のとおり
大野池(3)-3	飯塚市下三緒（別紙図面166に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面166に記載する表のとおり
三緒浦(2)-3	飯塚市下三緒（別紙図面167に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面167に記載する表のとおり
三緒浦(2)-2	飯塚市下三緒（別紙図面168に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面168に記載する表のとおり
三緒浦(2)-1	飯塚市下三緒（別紙図面169に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面169に記載する表のとおり
山内(1)-2	飯塚市下三緒（別紙図面170に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面170に記載する表のとおり
山内(1)-1	飯塚市下三緒（別紙図面171に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面171に記載する表のとおり
山内(2)-2	飯塚市下三緒（別紙図面172に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面172に記載する表のとおり
山内(2)-1	飯塚市下三緒（別紙図面173に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面173に記載する表のとおり

前方(b)-2	飯塚市下三緒（別紙図面174に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面174に記載する表のとおり
前方(b)-1	飯塚市下三緒（別紙図面176に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面176に記載する表のとおり
金池-1	飯塚市下三緒（別紙図面177に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面177に記載する表のとおり
金池-2	飯塚市下三緒（別紙図面178に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面178に記載する表のとおり
金池-3	飯塚市下三緒（別紙図面179に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面179に記載する表のとおり
金池(2)	飯塚市下三緒（別紙図面180に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面180に記載する表のとおり
前方(c)	飯塚市下三緒（別紙図面181に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面181に記載する表のとおり
上三緒第一	飯塚市上三緒（別紙図面182に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面182に記載する表のとおり
上三緒第三(1)-1	飯塚市上三緒（別紙図面183に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面183に記載する表のとおり
上三緒第三(1)-2	飯塚市上三緒（別紙図面184に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面184に記載する表のとおり
上三緒第三(2)	飯塚市上三緒（別紙図面185に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面185に記載する表のとおり
上三緒第三(3)-2	飯塚市上三緒（別紙図面186に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面186に記載する表のとおり
上三緒第三(3)-1	飯塚市上三緒（別紙図面187に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面187に記載する表のとおり
上三緒第二-2	飯塚市上三緒（別紙図面188に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面188に記載する表のとおり
上三緒第二-1	飯塚市上三緒（別紙図面189に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面189に記載する表のとおり
坂出-1	飯塚市菰田（別紙図面190に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面190に記載する表のとおり
坂出-2	飯塚市菰田（別紙図面191に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面191に記載する表のとおり
坂出-3	飯塚市菰田（別紙図面192に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面192に記載する表のとおり
坂出-4	飯塚市菰田（別紙図面193に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面193に記載する表のとおり

小堤-1	飯塚市菰田（別紙図面194に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面194に記載する表のとおり
小堤-2	飯塚市菰田（別紙図面195に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面195に記載する表のとおり
西徳前(2)	飯塚市西徳前（別紙図面196に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面196に記載する表のとおり
西徳前	飯塚市西徳前（別紙図面197に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面197に記載する表のとおり
西町(2)-2	飯塚市西町（別紙図面198に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面198に記載する表のとおり
西町(2)-1	飯塚市西町（別紙図面199に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面199に記載する表のとおり
宮町(1)	飯塚市西町及び宮町（別紙図面200に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面200に記載する表のとおり
宮町(2)	飯塚市宮町（別紙図面201に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面201に記載する表のとおり
片島(1)-2	飯塚市片島1丁目（別紙図面204に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面204に記載する表のとおり
片島(1)-1	飯塚市片島1丁目（別紙図面205に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面205に記載する表のとおり
片島(3)-2	飯塚市片島3丁目（別紙図面206に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面206に記載する表のとおり
片島(3)-1	飯塚市片島3丁目（別紙図面207に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面207に記載する表のとおり
東川津-2	飯塚市川津（別紙図面209に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面209に記載する表のとおり
西川津	飯塚市川津（別紙図面210に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面210に記載する表のとおり
西川津(1)	飯塚市川津（別紙図面211に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面211に記載する表のとおり
西川津(2)-2	飯塚市川津（別紙図面213に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面213に記載する表のとおり
東横田	飯塚市横田（別紙図面214に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面214に記載する表のとおり

南横田-1	飯塚市横田（別紙図面215に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面215に記載する表のとおり
南横田-2	飯塚市横田（別紙図面216に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面216に記載する表のとおり
花瀬団地	飯塚市花瀬及び横田（別紙図面217に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面217に記載する表のとおり
宝満宮-4	飯塚市花瀬（別紙図面219に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面219に記載する表のとおり
宝満宮-2	飯塚市花瀬（別紙図面220に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面220に記載する表のとおり
花瀬	飯塚市花瀬（別紙図面221に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面221に記載する表のとおり
宝満宮-1	飯塚市花瀬（別紙図面222に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面222に記載する表のとおり
潤野下	飯塚市潤野（別紙図面223に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面223に記載する表のとおり
潤野上-1	飯塚市潤野（別紙図面224に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面224に記載する表のとおり
潤野上-2	飯塚市大日寺及び潤野（別紙図面225に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面225に記載する表のとおり
大日寺(a)-2	飯塚市大日寺（別紙図面226に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面226に記載する表のとおり
大日寺(a)-1	飯塚市大日寺（別紙図面227に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面227に記載する表のとおり
大日寺-2	飯塚市大日寺（別紙図面228に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面228に記載する表のとおり
大日寺-1	飯塚市大日寺（別紙図面229に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面229に記載する表のとおり
大日寺(b)-2	飯塚市大日寺（別紙図面230に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面230に記載する表のとおり
大日寺(b)-1	飯塚市大日寺（別紙図面231に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面231に記載する表のとおり
宮裏	飯塚市大日寺（別紙図面232に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面232に記載する表のとおり
屋敷-4	飯塚市大日寺（別紙図面233に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面233に記載する表のとおり

屋敷-3-1	飯塚市大日寺（別紙図面234に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面234に記載する表のとおり
屋敷-2	飯塚市大日寺（別紙図面235に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面235に記載する表のとおり
屋敷-1	飯塚市大日寺（別紙図面236に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面236に記載する表のとおり
大日寺-1-2	飯塚市大日寺（別紙図面237に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面237に記載する表のとおり
大日寺-1-1	飯塚市大日寺（別紙図面238に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面238に記載する表のとおり
大日寺(d)-2	飯塚市大日寺（別紙図面239に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面239に記載する表のとおり
大日寺(d)-1	飯塚市大日寺（別紙図面240に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面240に記載する表のとおり
大日寺-3	飯塚市大日寺（別紙図面241に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面241に記載する表のとおり
大日寺(e)-2	飯塚市大日寺（別紙図面242に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面242に記載する表のとおり
大日寺(e)-1	飯塚市大日寺（別紙図面243に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面243に記載する表のとおり
北屋敷-3	飯塚市明星寺（別紙図面244に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面244に記載する表のとおり
北屋敷-2	飯塚市明星寺（別紙図面245に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面245に記載する表のとおり
北谷	飯塚市明星寺（別紙図面246に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面246に記載する表のとおり
明星寺-3	飯塚市明星寺（別紙図面247に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面247に記載する表のとおり
北屋敷-1	飯塚市明星寺（別紙図面248に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面248に記載する表のとおり
明星寺-2	飯塚市明星寺（別紙図面249に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面249に記載する表のとおり
明星寺-1	飯塚市明星寺（別紙図面250に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面250に記載する表のとおり
本村(d)	飯塚市八木山（別紙図面251に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面251に記載する表のとおり
本村(c)	飯塚市八木山（別紙図面252に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面252に記載する表のとおり

八木山-2	飯塚市八木山（別紙図面253に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面253に記載する表のとおり
本村(k)-1	飯塚市八木山（別紙図面254に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面254に記載する表のとおり
本村(k)-2	飯塚市八木山（別紙図面255に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面255に記載する表のとおり
本村(j)	飯塚市八木山（別紙図面256に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面256に記載する表のとおり
八木山-3	飯塚市八木山（別紙図面257に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面257に記載する表のとおり
五反田-1	飯塚市八木山（別紙図面258に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面258に記載する表のとおり
五反田-2	飯塚市八木山（別紙図面259に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面259に記載する表のとおり
久保尾(1)-1	飯塚市八木山（別紙図面260に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面260に記載する表のとおり
久保尾(1)-3	飯塚市八木山（別紙図面262に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面262に記載する表のとおり
久保尾-1-1	飯塚市八木山（別紙図面263に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面263に記載する表のとおり
久保尾-1-2	飯塚市八木山（別紙図面264に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面264に記載する表のとおり
久保尾(2)	飯塚市八木山（別紙図面265に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面265に記載する表のとおり
久保尾(a)-1	飯塚市八木山（別紙図面266に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面266に記載する表のとおり
久保尾(a)-2	飯塚市八木山（別紙図面267に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面267に記載する表のとおり
久保尾(b)-1	飯塚市八木山（別紙図面268に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面268に記載する表のとおり
久保尾(b)-2	飯塚市八木山（別紙図面269に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面269に記載する表のとおり
八木山-1	飯塚市八木山（別紙図面270に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面270に記載する表のとおり
久保尾(c)	飯塚市八木山（別紙図面271に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面271に記載する表のとおり
池尻(b)-1	飯塚市蓮台寺（別紙図面272に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面272に記載する表のとおり

池尻(b)-2	飯塚市蓮台寺（別紙図面273に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面273に記載する表のとおり
内浦(b)	飯塚市建花寺（別紙図面274に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面274に記載する表のとおり
内浦(a)	飯塚市建花寺（別紙図面275に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面275に記載する表のとおり
本村(b)	飯塚市建花寺（別紙図面276に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面276に記載する表のとおり
建花寺	飯塚市建花寺（別紙図面277に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面277に記載する表のとおり
古野	飯塚市建花寺（別紙図面278に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面278に記載する表のとおり
イリウ-4	飯塚市伊川（別紙図面279に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面279に記載する表のとおり
イリウ-2	飯塚市伊川（別紙図面281に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面281に記載する表のとおり
イリウ-1	飯塚市伊川（別紙図面282に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面282に記載する表のとおり
乙丸(b)	飯塚市伊川（別紙図面283に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面283に記載する表のとおり
伊川-1	飯塚市伊川（別紙図面284に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面284に記載する表のとおり
乙丸	飯塚市伊川（別紙図面285に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面285に記載する表のとおり
乙丸(e)-2	飯塚市伊川（別紙図面286に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面286に記載する表のとおり
乙丸(e)-1	飯塚市伊川（別紙図面287に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面287に記載する表のとおり
乙丸(d)	飯塚市伊川（別紙図面288に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面288に記載する表のとおり
伊川	飯塚市伊川（別紙図面289に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面289に記載する表のとおり
新相田(2)-1	飯塚市相田（別紙図面291に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面291に記載する表のとおり
新相田(1)	飯塚市相田（別紙図面292に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面292に記載する表のとおり
東相田(2)	飯塚市相田（別紙図面293に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面293に記載する表のとおり

東相田(b)	飯塚市相田（別紙図面294に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面294に記載する表のとおり
相田-1	飯塚市相田（別紙図面295に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面295に記載する表のとおり
東相田(a)	飯塚市相田（別紙図面296に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面296に記載する表のとおり
西相田	飯塚市相田（別紙図面297に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面297に記載する表のとおり
西相田-1	飯塚市相田（別紙図面298に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面298に記載する表のとおり
西相田-2	飯塚市相田（別紙図面299に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面299に記載する表のとおり
上相田(a)	飯塚市相田（別紙図面300に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面300に記載する表のとおり
相田-3	飯塚市相田（別紙図面301に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面301に記載する表のとおり
上相田	飯塚市相田（別紙図面302に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面302に記載する表のとおり
相田-2	飯塚市相田（別紙図面303に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面303に記載する表のとおり
上相田(e)-2	飯塚市相田（別紙図面304に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面304に記載する表のとおり
上相田(e)-1	飯塚市相田（別紙図面305に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面305に記載する表のとおり
上相田(d)	飯塚市相田（別紙図面306に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面306に記載する表のとおり
上相田(c)	飯塚市相田（別紙図面307に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面307に記載する表のとおり
上相田(b)	飯塚市相田（別紙図面308に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面308に記載する表のとおり
相田-4	飯塚市相田（別紙図面309に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面309に記載する表のとおり
相田-5	飯塚市相田及び庄司（別紙図面310に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面310に記載する表のとおり
庄司(a)-1	飯塚市庄司（別紙図面311に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面311に記載する表のとおり
庄司(a)-2	飯塚市庄司（別紙図面312に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面312に記載する表のとおり

庄司(a)-3	飯塚市庄司（別紙図面313に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面313に記載する表のとおり
庄司(b)	飯塚市庄司（別紙図面314に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面314に記載する表のとおり
庄司(1)-2	飯塚市庄司（別紙図面316に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面316に記載する表のとおり
庄司-2	飯塚市庄司（別紙図面317に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面317に記載する表のとおり
庄司-3	飯塚市庄司（別紙図面318に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面318に記載する表のとおり
庄司-4	飯塚市庄司（別紙図面319に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面319に記載する表のとおり
庄司-1	飯塚市庄司（別紙図面320に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面320に記載する表のとおり
庄司(2)-1	飯塚市庄司（別紙図面321に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面321に記載する表のとおり
鶯口(c)-1	飯塚市庄司（別紙図面323に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面323に記載する表のとおり
鶯口(c)-2	飯塚市庄司（別紙図面324に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面324に記載する表のとおり
鶯口(a)	飯塚市庄司（別紙図面325に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面325に記載する表のとおり
庄司-9-2	飯塚市庄司（別紙図面326に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面326に記載する表のとおり
和田(1)-1	飯塚市庄司（別紙図面328に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面328に記載する表のとおり
和田(1)-2	飯塚市庄司（別紙図面329に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面329に記載する表のとおり
和田(2)	飯塚市庄司（別紙図面330に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面330に記載する表のとおり
庄司-8	飯塚市庄司（別紙図面331に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面331に記載する表のとおり
庄司-7	飯塚市庄司（別紙図面332に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面332に記載する表のとおり
庄司-5	飯塚市庄司（別紙図面333に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面333に記載する表のとおり
庄司-6	飯塚市庄司（別紙図面334に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面334に記載する表のとおり

西町(1)-1	飯塚市中（別紙図面335に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面335に記載する表のとおり
西町(1)-2	飯塚市中（別紙図面336に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面336に記載する表のとおり
野添(2)-1	飯塚市幸袋（別紙図面340に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面340に記載する表のとおり
野添(2)-2	飯塚市幸袋（別紙図面341に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面341に記載する表のとおり
幸袋西町-1	飯塚市幸袋（別紙図面342に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面342に記載する表のとおり
幸袋西町-2	飯塚市幸袋（別紙図面343に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面343に記載する表のとおり
幸袋-1-2	飯塚市幸袋（別紙図面344に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面344に記載する表のとおり
幸袋-1-1	飯塚市幸袋（別紙図面345に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面345に記載する表のとおり
砂原	飯塚市幸袋（別紙図面346に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面346に記載する表のとおり
池田	飯塚市幸袋（別紙図面347に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面347に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
南筑後	県道	鐘ヶ江酒見線間	前	大川市大字郷原292番3先から大川市大字郷原623番1先まで	2.4 ～ 6.0	562.5	

前	大川市大字郷原298番1先から大川市大字郷原623番1先まで	9.0 ～ 25.0	681.0	国道442号重用延長117.0m
後	大川市大字郷原298番1先から大川市大字郷原623番1先まで	9.0 ～ 25.0	681.0	国道442号重用延長117.0m

福岡県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年2月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	後川内黒木線	八女市黒木町笠原4096番先から八女市黒木町笠原3795番3先まで

福岡県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年2月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

那 珂	飯 塚 線 大野城	大野城市川保一丁目1番21先から 大野城市中二丁目650番9先まで
-----	--------------	--------------------------------------

福岡県告示第138号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
粕居154	志免総合診療所	糟屋郡志免町志免4丁目22-11	H 25・12・1	居管・予居管
直居118	みずほ内科・歯科クリニック	直方市大字上境 291-1	H 26・1・1	訪看・訪リ・居管・予訪看・予訪リ・予居管
京居128	ひかり在宅診療所	京都郡荊田町松原町 20-7	H 26・1・1	居管・予居管
大居231	大黒町デンタルクリニック	大牟田市大黒町2丁目19-4	H 25・11・1	居管・予居管
田川居302	むらしろ歯科医院	田川郡糸田町 3122-2	H 26・1・24	居管
田川居303	医療法人ひいらぎ会福智歯科医院	田川郡福智町金田 921-16	H 26・1・1	居管・予居管
直介歯69	みずほ内科・歯科クリニック	直方市大字上境 291-1	H 26・1・1	居管・予居管
朝倉居70	まちのくすり屋さん朝倉店	朝倉市馬田 1094-1	H 26・2・1	居管・予居管

大介薬126	有限会社不知火メディクスセンター薬局	大牟田市笹林町2丁目6-1	H 12・4・1	居管・予居管
大介薬134	つばき薬局	大牟田市西浜田町 6-11	H 12・4・1	居管・予居管
大居232	ネーブル薬局	大牟田市中町2丁目4-4	H 26・2・1	居管・予居管
田支70	ケアプランセンターなのはな	田川市大字糰 2195-5	H 26・2・1	居支
田居198	デイサービスあうん	田川市上本町 8-34	H 26・2・1	通介・予通介
筑居47	社会福祉法人明筑会グループホームひかり	筑後市大字尾島 510-1	H 26・1・20	認共・予認共
大川居44	ヘルバーステーションほっとあい季夢路	大川市大字中八院 1490-5	H 26・1・1	訪介・予訪介
中居83	朝日総合サービス有限会社 デイサービスセンターはつらつ	中間市大字垣生 822-3	H 25・6・1	通介・予通介
春居86	やよいデイサービス天神山こもれび苑	春日市天神山6丁目71	H 25・12・1	通介・予通介
大野居79	コオエル株式会社福岡営業所	大野城市紫台 15-1-105	H 26・2・1	福用・福販・予福用・予福販
像居87	ライズトレーニングセンターアクティブ	宗像市東郷 127-1	H 25・12・1	通介・予通介
古居63	笑顔満開はなこ とば古賀	古賀市花見南2丁目11-9	H 26・2・1	通介
粕居158	そらりす solaris	糟屋郡須恵町大字上須恵中園 590-4	H 26・2・1	通介
粕支43	ケアプランセンターたちばな	糟屋郡新宮町夜白5丁目8-11	H 26・2・1	居支

福津居57	訪問介護ステーション向日葵	福津市津丸1168-6-101	H 25・9・1	訪介・予訪介
福津支19	医療法人恵愛会 ケアプランセンター桜	福津市花見が丘1丁目5-11	H 25・10・1	居支
福津居58	訪問介護事業所 エルスリー福岡福津	福津市福岡駅東2丁目9-5	H 26・1・1	訪介
宗遠支13	ケアプランセンタータイム	遠賀郡水巻町吉田西3丁目19-3	H 26・1・6	居支
宗遠居48	リハデイ吉木	遠賀郡岡垣町吉木東2丁目23-1	H 26・1・1	通介・予通介
田川介福14	特別養護老人ホームサミック	田川郡赤村大字赤4538-2	H 26・1・1	老福
京居127	ヘルパーステーション心寧	京都郡荻田富久町1丁目27-8	H 26・1・1	訪介・予訪介
京居129	デイサービスみんなの樹	京都郡荻田町大字与原1893-2	H 26・2・1	通介・予通介
田居199	ジュエルヘルパーステーション	田川市大字夏吉2974-1 中谷アパート1号室	H 26・2・1	訪介・予訪介
柳居66	グループホーム 生き生き参番館	柳川市三橋町蒲船津333-1	H 26・1・1	認共
筑居46	小規模多機能型居宅介護野の花	筑後市大字前津1417-1	H 26・2・1	小居・予小居
行居112	グループホーム 来夢	行橋市大字道場寺1250	H 26・2・1	認共・予認共
大居228	訪問リハビリテーションすがはら	大牟田市上屋敷町1丁目1-3	H 26・1・1	訪看・訪リ・予訪看・予訪リ
京居124	社会福祉法人敬愛会 訪問看護ステーションひびき	築上郡上毛町大字西友枝1938-1	H 25・11・1	訪看・予訪看
粕居145	エフコープ介護サービス志免	糟屋郡志免町別府西3丁目13-7	H 25・8・1	訪介・予訪介

朝居14	デイサービスセンター清和園	朝倉郡東峰村大字小石原708-13	H 26・1・1	通介・予通介
朝介福5	特別養護老人ホーム 清和園	朝倉郡東峰村大字小石原708-13	H 26・1・1	短生・老福・予短生

福岡県告示第139号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大居26	介護センター総健 訪問介護事業部	ヘルパーステーションほほえみ	大牟田市鳥塚町10-1	H 25・12・1

福岡県告示第140号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
------	----	-----	-------

大介歯83	吉村歯科医院	大牟田市一部町 95 - 1	H 26・1・14
-------	--------	----------------	-----------

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
京介125	ひかり在宅診療所	京都郡苅田松原町 20 - 7	H 25・12・31
田介歯87	サミック歯科クリニック	田川市大字伊田 3439 - 1	H 25・12・31
北介訪13	訪問看護ステーション たちばな	糟屋郡新宮町夜白5丁目5 - 17	H 26・1・31

福岡県告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
田川居301	医療法人ひいらぎ会福 智歯科医院	田川郡福智町金田 921 - 16	H 25・12・31

福岡県告示第142号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡赤村大字赤字西大谷下ノ切4420の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西大谷下ノ切4420の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第143号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

宗像市地島字須ヶ崎42、字ライト88、112の1、112の6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

次のとおり平成26年度福岡県学力実態調査の実施に関する委託業務に係る提案を募集します。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

1 委託業務概要

(1) 業務名称

平成26年度福岡県学力実態調査の実施に関する委託業務

(2) 業務内容

本業務の円滑な実施について、福岡県教育委員会が提示する仕様書に基づき、福岡県教育委員会と協議しながら業務を処理すること。

2 参加資格

平成26年3月14日（金）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 国又は地方公共団体において、学力実態調査の実施に関する業務の受託実績を有すること。なお、実績を証明する書面を提出すること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育振興部義務教育課指導班

住所 〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3910

(2) 参加申込期限等

平成26年3月4日（火）午後5時00分までに、参加申込書（別紙様式：下記ホームページに掲載）を上記担当部局に提出すること。

(3) 提案に関する説明及び提案書様式

福岡県庁ホームページ義務教育課に掲載

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=2132105

(4) 企画提案書の提出

ア 提出期限

平成26年3月7日（金）午後5時00分

イ 提出場所

(1)の部局とする。

ウ 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

エ その他

提出期限後、速やかに日時、場所等を指定して、提案書のプレゼンテーションを受け（提案多数の場合は、第1次書面審査を通過したものに限り）、福岡県学力調査実施検討委員会で審査する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

柳川市大字西蒲池字古塚273番2及び273番9、字高五277番1、277番7、278番1、278番3、279番2、279番3、280番、283番4から283番6まで、284番、285番1から285番3まで、288番12、288番14及び288番16、字扇ノ内308番1、312番1及び313番1並びに区域内における水路の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市大字草木1242番地
株式会社ケイ・エス・ゴルフガーデン
代表取締役 菰原 隆一

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区黒崎城石	平成26年1月7日から 平成26年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成25年12月17日から 平成26年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成26年1月24日から 平成26年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、朝倉市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
朝倉市杷木松末地区	平成26年1月24日から 平成26年3月20日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
基本測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
古賀市、宮若市、田川郡香春町	平成26年1月14日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
宗像市、朝倉市	平成25年12月18日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区横代南町3丁目	平成25年11月25日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉北区	平成25年12月20日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に

より古賀市高田土地区画整理組合設立準備会長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量、地形測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
古賀市大字久保の一部	平成25年12月25日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
田川郡川崎町	平成26年1月31日から 平成26年3月14日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量、水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
遠賀郡芦屋町	平成25年12月24日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県介護保険審査会条例施行規則（平成11年福岡県規則第61号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部介護保険課に備え置きます。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由
今回の改正は、福岡県介護保険審査会条例（平成11年福岡県条例第17号）の一部改正に伴い、条の移動が行われたことから、必要な規定の整理を行ったものです。これは、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に規定する他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理、に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 2 規則の公布日
平成26年2月18日

公告

平成26年度福岡県食品衛生監視指導計画案について、次のとおり意見を募集します。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見募集期間

平成26年2月14日から平成26年3月17日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部保健衛生課に備え置きます。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成26年2月14日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
宮西設備株式会社	福岡県行橋市中央1-10-18	宮西 正晴	平成22年7月1日 福岡県知事許可（般・特-22） 第32098号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成26年2月28日から平成26年3月14日までの15日間

4 処分の原因となった事実

宮西設備株式会社は、みやこ町への建設工事入札参加資格審査申請において、同町内の営業所には、建設業の許可がないにもかかわらず、同許可があるとして、提出書類に事実とは異なる虚偽の記載をし、同町へ提出した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

全戸配布広報紙の製作及び配送業務委託

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成26年3月19日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

全戸配布広報紙の製作及び配送業務委託

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約の期間

契約締結日から平成27年5月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、平成26年3月19日（水）までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成26年4月9日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
03 印刷	02 活版印刷	-	AA
13 サービス業種その他	06 広告宣伝	-	AA

(2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者

(3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、印刷物の製作とする。

イ 同程度の基準は、3万部以上の印刷物（チラシ、ポスター等は含まない。）を継続して（1年間に2回以上）製作したことがあることとする。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管

- 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3102(ダイヤルイン)
FAX 092-632-5331
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成26年2月25日(火)から平成26年4月9日(水)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 受領期限
平成26年4月9日(水)午後5時00分
- (3) 提出方法
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁総務部会議室(8階)
- (2) 日時
平成26年4月10日(木)午前10時00分
- 11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(この号において「見積金額」とは、広報紙1部当たりの見積金額(消費税及び地方消費税を含む。)に12,573,600(平成25年5月号から平成26年3月号までの発行実績部数)を乗じて得た額と、広報紙音声コード版1部当たりの見積金額(消費税及び地方消費税を含む。)に2,100(平成26年7月号から平成27年5月号までの発行見込み部数)を乗じて得た額との合算とする。)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合(同種・同規模の契約とは、「印刷」又は「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。)

(2) 契約保証金

契約金額(この号において「契約金額」とは、1部当たりの契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)に12,573,600(平成25年5月号から平成26年3月号までの発行実績部数)を乗じて得た額と、広報紙音声コード版1部当たりの契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)に2,100(平成26年7月号から平成27年5月号までの発行見込み部数)を乗じて得た額との合算とする。)の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額

とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Publishing of Fukuoka Prefecture's Newsletter and Delivering to Cities, Towns and Villages in the Prefecture
- (2) Time Limit of Tender
5:00pm on April 9, 2014
- (3) Contact Point for the Notice :
Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka-City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3102

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年2月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人生活環境ネットC&C
- (2) 代表者の氏名
大澤 正明

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県大野城市緑ヶ丘3丁目12番9号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、廃棄物問題に関して市民と行政の情報の共有化を図ることによって、実効性の高い廃棄物処理システムを構築することに寄与すると共に、開発途上国に対して我が国の経験を効果的に移転することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年2月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人語らんネットおかがき

(2) 代表者の氏名

西田 陽子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県遠賀郡岡垣町野間3丁目1番24号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者等に対して、介護に関する事業を行うと共に、引きこもり等の若い人を介護事業に雇用することによって、雇用の促進及び福祉の増進に寄与することを目的とする。また、福祉のまちづくりのための情報発信としてコミュニティ紙の発行に取り組み、地域への啓発活動も併せて行う。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年2月25日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年2月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人まごころ

(2) 代表者の氏名

吉田 弘

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川市大字伊田4862番7

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者および障害者等に対して、介護保険法に関する事業や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に関する事業及び日常生活の手助けを行い、高齢者および障害者等ひとりひとりにとっての安心、安全なまちづくりや失業者の雇用機会の増進に努め、社会全体に寄与することを目的とする。

海区漁業調整委員会

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第64号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、ガザミ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

平成26年2月25日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 高松 三男

- 1 指示の適用海域
福岡県豊前海区海域
- 2 体長の制限
全甲幅長13センチメートル未満のガザミは、採捕してはならない。
- 3 指示の有効期間
平成26年4月1日から平成26年6月30日まで

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第4条に基づくしろうおやなによる採捕、同規則第43条に基づく試験研究等の採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

平成26年2月25日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 稲田 善和

- 1 禁止区域
室見川のうち、次のイ線からロ線までの区域
イ線 福岡市西区愛宕、室見橋橋幅の中央線
ロ線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線
- 2 禁止期間
平成26年3月1日から平成26年5月31日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

平成26年2月25日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 稲田 善和

- 1 禁止区域
筑後川本流のうち、久留米市小森野堰下流端から下流100メートルまでの区域
- 2 禁止期間
平成26年3月1日から平成26年5月19日まで